



平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社インベスターズクラウド
代表者名 代 表 取 締 役 古 木 大 咲
(コード番号：1435 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員経営管理本部長 高杉 雄介
(TEL. 03-6447-0651)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 24 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) (新設) 13. 前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (現行どおり) 13. <u>ホテル、旅館その他の宿泊施設及び びレジャー施設の設計、経営及び 管理並びにそれらに関する代行業 務及びコンサルティング</u> 14. 前各号に附帯関連する一切の業務

現行定款	変更案
<p>第3条～第7条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第8条～第43条（条文省略）</p>	<p>第3条～第7条（現行どおり）</p> <p><u>（单元未満株についての権利）</u></p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第44条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年3月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2016年3月24日（予定）

以 上